

八幡浜地区施設事務組合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則

〔 令和 5 年 3 月 2 4 日 〕
規 則 第 2 号

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 7 号）第 2 条において準用する八幡浜市職員の定年等に関する条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 2 7 号）第 3 章に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 管理監督職勤務上限年齢による降任等については、八幡浜市管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則（令和 5 年八幡浜市規則第 8 号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「組合長」と、同規則第 6 条各号を次のように読み替える。

- (1) 消防部局の特定管理監督職群 消防長、消防次長、消防署長、課長
- (2) 特別養護老人ホーム部局の特定管理監督職群 施設長、施設長補佐

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。